

# 次世代研究者挑戦的研究プログラム

～博士後期課程学生支援プロジェクト～

## 募集要項【2024 年度（令和 6 年度）秋】

本学は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生支援プロジェクト～に採択され、2021 年度から、優秀な博士後期課程相当の学生に、給付型の支援経費（生活費相当額及び研究費。以下「研究奨励費等」という。）を支給しています。本プロジェクトの概要等は以下のとおりであり、本要項において、2024 年度（令和 6 年度）の本プロジェクトの採用に関し必要な事項を定めます。

### ■事業の目的

- ・博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援
- ・生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備
- ・優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材に導く

### ■本学における取り組み

#### ・プロジェクトの題目

「学問分野の壁を超えて多様な人材と共創できるトランスボーダー型価値創造人材育成プロジェクト」

～予測不能な社会変容にも対応して世界を変える力を備えた、多様なキャリアパスで活躍できる博士人材育成～

#### ・事業統括

加藤光保 副学長・理事（教育担当）

### ■事業期間

- ・2021 年度（令和 3 年度）～2026 年度（令和 8 年度）

\*医学の課程は 2027 年度（令和 9 年度）

## 1. 申請対象者、採用人数、採用期間

### (1-1) 申請区分 A

課程	対象	採用人数	採用期間
① 区分制博士後期課程	2024 年 10 月 1 年次入学者	8 名 程度	2024（令和 6）年 10 月 ～ 2027（令和 9）年 9 月 （3 年間）
② 3 年制博士課程	2024 年 10 月 1 年次入学者		
③ 一貫制博士課程 （医学の課程を除く）	2024 年 10 月の 3 年次編 入学者、または一貫制博 士課程に在籍中で修了ま での標準修業年限の残期 間が 3 年の者で、中間評価 等合格済の者		

\*ただし、毎年度継続のための申請及び審査を行います。

なお、休学等により修学期間が延長になった場合でも、採用期間は上記のとおりです。

また、渡日できていない留学生も申請可能です。ただし、採用となり受給開始までに渡日が出来なかった場合は、採用取り消しになります。

\*2024 年度秋の申請区分 A については、医学の課程の募集はありません。

(1-2) 申請区分 C

2024(令和6)年10月現在、以下に在籍する学生

課程	対象	採用人数	採用期間
① 区分制の博士後期課程	修了までの標準修業年限の 残期間が6か月の者	15名 程度	2024(令和6)年10月 ～ 2025(令和7)年3月 (6か月)
② 3年制博士課程			
③ 一貫制博士課程 (医学の課程を除く)	修了までの標準修業年限の 残期間が6か月の者で、中 間評価等合格済の者		
④ 医学の課程	修了までの標準修業年限の 残期間が6か月の者		

\* 休学等により修学期間が延長になった場合でも、採用期間は上記のとおりです。

(1-3) 申請書類

① 研究奨励費等支給対象学生研究計画書:指定様式

\* 研究計画書には、博士後期課程における研究テーマが持続可能な開発目標(SDGs)の達成にどうつながるか、若しくは、より長期的な視点として30年後、50年後の人類社会へどう貢献できるかを含めて記載してください。

② 社会人特別選抜での入学者、入学時に有職であった者、及び社会人対象プログラム在籍者については、前年の源泉徴収票等、収入がわかるものを提出してください。

2. 対象外の者(全申請区分共通)

2024(令和6)年度において、次に該当する者は対象外とする。

- ① 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員(DC)として採用されている者
- ② 国費外国人留学生制度による支援を受けている者
- ③ 母国政府からの奨学金等の支援を受けている者
- ④ 卓越大学院プログラム教育研究支援経費による支援を受けている者
- ⑤ 生活費に係る十分な水準(240万円以上/年)の奨学金を得ている者
- ⑥ 所属する企業等から生活費相当額として十分な水準(240万円以上/年)の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている者(TA、RA、アルバイト等は除く)
- ⑦ 国立研究開発法人科学技術振興機構「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代AI人材育成プログラム(博士後期課程学生)」の受給者
- ⑧ 2024年10月現在休学中の者
- ⑨ 標準修業年限を超えて在学している者

3. 応募要件

- ・多様なキャリアパスの開拓に意欲ある学生
- ・SDGsに貢献できる研究等の実施を通じ、主体的に独創的かつ学際的な教育研究に励むこと
- ・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること、企業等の外部の関係者との交流会等や本学の博士後期課程学生同士の集いに積極的に参加すること、積極的に海外留学等により海外での研究環境に身を置くなど、企業等での接点や活躍の機会を増やすことに努めること

4. 研究奨励費等

区分1:特に優秀な学生(25%程度) :2024年度 145万円  
(生活費相当額120万円、研究費25万円)

区分2:その他優秀な学生(75%程度) :2024年度 136万円  
(生活費相当額111万円、研究費25万円)

\* 2024年度は半年間の支援となりますので年額(区分1:290万円、区分2:272万円)の半分の支援となります。

\* JSTからの予算措置の状況により、研究奨励費等支援金額が変更となる場合があります。

\* どの区分で採用するかは、審査委員会の決定によります。

## 5. 提出先

筑波大学公募支援システム u-Rad に本学統一認証 ID を用いてログインの上、提出すること。

<https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp>

【筑波大学】2024 年度秋 次世代研究者挑戦的研究プログラム Autumn AY 2024 Support for Pioneering Research Initiated by the Next Generation (SPRING)

[https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp/login/index.php?support\\_id=9sZm4IPw9UI0wFCMEMSCyA%3D%3D](https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp/login/index.php?support_id=9sZm4IPw9UI0wFCMEMSCyA%3D%3D)

申請書は PDF データ (ファイル名は「申請区分 A、B 又は C、学籍番号、氏名、学位P名」とする) で、提出すること。

## 6. 提出締め切り

2024 年 10 月 21 日 (月) 17:00 (厳守)

## 7. 採用者に課せられる事項等

### (1) 必須

- ・研究倫理 e-learning APRIN eラーニングプログラム (CITI Japan) を受講すること。  
(受講方法は採用者に別途お知らせします)
- ・毎月月末に研究経過報告書、当該年度の研究終了時に終了報告書を提出すること。
- ・本プロジェクトが主催する研究発表会へ参加すること。
- ・JST が採用された学生に直接フォローアップを行うために、大学からメールアドレスを JST に提供することへ同意すること。
- ・採用者には修了後、キャリアに関する追跡調査を 10 年以上行うことが、JST から大学に求められているため、JGRAD へ登録すること。
- ・ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへ登録すること。
- ・若手研究者のためのマッチング・システム「PhD × FUTURE.」に登録すること。
- ・大学院共通科目を 1 単位以上修得すること。

### (2) 可能な限り履行

- 以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保に努めること。
- ・海外への留学等 (海外留学に相当する機会を含む) すること。
- ・学内ミニキャンプ (仮称。1~2 週間程度の宿泊を伴う協働学修 & 交流会) による日本人学生と留学生の相互交流会等へ参加すること。
- ・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること。
- ・JST 主催の大学横断博士後期課程学生交流会へ参加すること。
- ・その他、事業統括から指示があった事業へ積極的に参加すること。

## 8. 支援の取り消し

事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行うが、改善が見込めないと判断した時は、採用を取り消す。

- ・本プロジェクトで課している義務が遂行されていない
- ・研究計画どおり進んでいない

なお、研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、採用を取り消すとともに、既に支給した研究奨励費等は返納させる。

## 9. その他

(1) 採用者には修了後、キャリアに関する追跡調査を 10 年以上行うことが、JST から大学に求められているため、採用者は大学への報告が義務付けられます。

(2) 研究奨励費等支給対象学生に採用された者は、ホームページ等で氏名等を公表します。

(3)研究奨励費等のうち、生活費相当額は雑所得として課税されるので、受給した翌年に確定申告と納税を行うこととなります。

**【参考】**

- (1) 所得税…税法上、親等の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が48万円を超えると、親等は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年の所得に応じて、翌年の住民税が算定されます。
- (2) 健康保険や共済組合上の被扶養者…生活費相当額の年額の見込額が130万円を超えると被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。
- (3) 一般授業料の免除には本申請と一緒に応募することができます。ただし、世帯の状況により、家計基準の計算は異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。

10. 本件に関する問い合わせ先 筑波大学学生部学生生活課  
e-mail: gk.jst-spring@un.tsukuba.ac.jp